○外務省告示第三百九十二号

昭和二十九年五月十四日にハーグで採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」の締約国につき、平成二十九年十一月十五日現在で、次のとおり追加があった（平成十九年九月十二日外務省告示第五百二十三号からの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
サウジアラビア王国	平成十九年十一月六日	平成二十年二月六日
バーレーン王国	平成二十年八月二十六日	平成二十年十一月二十六日
チリ共和国	平成二十年九月十一日	平成二十年十二月十一日
バルバドス	平成二十年十月二日	平成二十一年一月二日
ベナン共和国	平成二十四年四月十七日	平成二十四年七月十七日
ニュージーランド	平成二十五年十月十七日	平成二十六年一月十七日
エチオピア連邦民主共和国	平成二十七年八月三十一日	平成二十七年十一月三十日
ムーゴ共和国	平成二十九年一月二十四日	平成二十九年四月二十四日

外務大臣　河野　太郎

平成二十九年十二月四日

○厚生労働省・環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月十七日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
環境大臣　中川　雅治

平成二十九年十二月四日

承認番号	17－36Ｖ－0004
承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	自治医科大学附属病院　病院長　佐田　尚宏 栃木県下野市薬師寺3311番地１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	*rep*及び*cap*遺伝子を欠失し、アデノ随伴ウイルス（adeno－associated virus：AAV）２型に由来するキャプシドタンパク質及び末端反復配列（inverted terminal repeats：ITRs）を有し、ヒト芳香族Ｌアミノ酸脱炭酸酵素を発現するAAV（AAV－hAADC－2）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	１　保管 本遺伝子組換え生物等の保管は、遺伝子組換え生物等である旨を表示した容器に納めバイアルに密封された状態で、治療施設内の適切に管理された冷凍庫において行う。 ２　運搬 本遺伝子組換え生物等の治療施設内での運搬は、密封した状態で行う。
３　投与液の調製	本遺伝子組換え生物等の希釈は、治療施設内の安全キャビネット内で行う。
４　投与	本遺伝子組換え生物等の投与は、治療施設の手術室内で、患者の脳内に直接注入することにより行う。
５　投与後の患者の管理	(1)　投与後、患者の創部を消毒し、密閉ドレッシング材で覆う。密閉ドレッシング材による被覆は、創部が治癒し本遺伝子組換え生物等が排出されるおそれがなくなるまで継続する。 (2)　投与後７日以内の患者に咳嗽・気道分泌物増加等の呼吸器症状、嘔吐・下痢等の消化器症状、頻尿・発熱等の尿路感染症状等が出現した場合は、個室に隔離し、血液及び分泌物のウイルス検査を行う。個室隔離は、これらの陰性の症状が軽快するまで又は検査にて本遺伝子組換え生物の陰性が確認されるまで、医師の判断により必要とされる期間継続する。
６　患者検体の取扱い	試験のため患者から採取した検体は、治療施設及び検査実施機関で定められている規程に従って取り扱う。
７　感染性廃棄物等の処理	(1)　本遺伝子組換え生物等が付着した可能性のある機器及び器材等の廃棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて治療施設で定められている医療廃棄物の管理に関する規程（以下「医療廃棄物管理規程」という。）に従って行う。 (2)　本遺伝子組換え生物等を含む廃棄物の廃棄は、不活化処理を行った上で医療廃棄物管理規程に従って行う。 (3)　患者由来の検体の廃棄は、医療廃棄物管理規程及び検査実施機関で定められている規程に従って行う。

○農林水産省告示第千九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区多田字鯛中八〇四の三、八〇四の四から八〇四の七まで、八〇四の一一、八〇四の一三、字谷ケ六九二の五から六九二の九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鯛中八〇四の三の二・八〇四の五・八〇四の六・八〇四の一一・八〇四の一三・字谷ケ六九二の九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をするにあたっては、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月四日

農林水産大臣　齋藤　健